

医薬品販売制度実態把握調査（覆面モニター調査）

厚生労働省が民間業者委託により、実店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等の医薬品の販売ルールの遵守状況について、一般消費者の立場で医薬品販売状況を調査し、実態を把握することを目的として実施している調査である。

【令和元年度調査概要】

1 対象

- ・ 全国の薬局・店舗販売業：5,036 件（千葉県 232 件）
- ・ 特定販売を行っている薬局・店舗販売業：インターネットで一般用医薬品を販売しているサイト 500 件

2 項目

- ・ 薬局・店舗販売業：従事者の区別状況、要指導医薬品の販売方法等
- ・ 特定販売を行っている業者：医薬品の販売ルールに係る事項等

3 千葉県と全国の比較（主な項目の適合率）

調査項目		全国 (%)	千葉県 (%)
区分ごとの 陳列状況	要指導医薬品	98.5	100.0
	第1類医薬品	98.1	98.8
	第2類医薬品	86.4	92.9
	第3類医薬品	86.1	91.8
専門家の区分 状況	従事者の名札による専門家の区分の着用状況	86.6	94.4
掲示状況	リスク分類の定義・解説	75.7	71.6
	情報提供及び相談の定義・解説	78.2	75.9
要指導医薬品	購入者が使用しようとする者本人かどうかの確認	87.1	85.4
	使用者の状況の確認	94.3	90.2
	文書を用いた情報提供	75.3	70.0
	情報提供された内容を理解したかどうか等の確認	74.2	75.0
	相談に対して薬剤師が回答	96.9	100.0
第1類医薬品	文書を用いた情報提供	68.8	63.2
	情報提供された内容を理解したかどうか等の確認	68.3	73.7
	薬剤師が情報提供	96.3	96.8
第2類医薬品	相談に対して適切な回答	96.8	93.9
	相談に対して薬剤師又は登録販売者が回答	89.7	98.8
指定第2類医薬 品	禁忌を確認すること等の注意喚起	81.4	85.7
	濫用のおそれのある医薬品を複数購入希望時の対応	69.4	76.5

※適合率が8割を下回った項目について網掛け表示